

御嶽昇仙峡 日本遺産フェストの企画運営業務委託仕様書

1 目的

令和2年度に「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡 ～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が日本遺産に認定され、また、御嶽昇仙峡は2023年3月に国指定名勝100年(1923年3月7日)、国指定特別名勝70年(1953年3月31日指定)の節目を迎え、当エリアの文化的価値はより一層高まっている。こうしたなか本協議会は、これまでに日本遺産関連事業として様々な事業に段階的に取り組み、歴史や文化、自然などについて調査し体系的にまとめたことから、甲府・甲斐市民はもとより、より多くの人々が日本遺産「御嶽昇仙峡」のストーリーに触れることが出来る機会として、本事業を実施する。

2 業務名

御嶽昇仙峡 日本遺産フェストの企画運営業務

3 業務期間:契約締結日から令和5年2月28日(火)

4 開催場所:甲府市総合市民会館(山の都アリーナ/芸術ホール(500席)/ほか会議室) ※会場の借用については、委託者において手配済み。

5 開催日時:令和5年2月11日(土)午前10時から午後4時

6 業務内容

(1)芸術ホール企画(シンポジウム・トークショー等)の実施

甲府及び甲斐市民はもとより、より多くの人に日本遺産「御嶽昇仙峡」のストーリーを理解するコンテンツとするとともに、有識者やタレントを招いた企画とすること。(参考:資料1)

① シンポジウム

文化財の保護と楽しみ方という観点や観光や産業、パワースポットなど、様々な視点から、日本遺産「御嶽昇仙峡」のストーリーの魅力と可能性について議論を展開し、来場者が楽しく理解できるよう実施すること。

② トークショー

シンポジウムとは違う視点で、「御嶽昇仙峡」の楽しみ方などを語ってもらい、来場者が新たな「御嶽昇仙峡」を見出せるようなトークセッションを実施すること。

③学生による活動・研究発表

御嶽昇仙峡をテーマにして、活動や研究をしている、高校生や大学生(アシスタントガイド)などの発表の場とした市民参加型とする。

④日本遺産ストーリー構成文化財 黒平能三番の披露

かつて水晶を採掘していた黒平地域に伝わる民俗芸能。上黒平、下黒平の二地域

で伝承されている能三番を来場者へ披露する。

※能三番の芸者については、委託者においてスケジュールを確保済み。

(2)山の都アリーナ企画の実施

山の都アリーナでは、体験型を中心に来場者の好奇心をくすぐるような企画を通して、日本遺産「御嶽昇仙峡」ストーリーに触れられるコンテンツとする。

①会場で、学びを深めるパネル展や映像等の放映実施

日本遺産「御嶽昇仙峡」のストーリー紹介やそれを構成する文化財の解説パネルを作成し展示する。

②水晶や水晶細工などの展示と研磨体験の実施

昇仙峡エリアの水晶宝飾事業者などを招いて水晶などの展示とともに研磨体験ができるブースの設営を行う。

研磨体験は幅広い年代が楽しめる企画とすること。

③その他

学生や各分野の研究者などによる成果物の展示などを行う。

【追加提案】

著名人の出演料は、原則委託料に含めるものとするが、著しく高額な出演料が発生する場合にあたっては、追加提案として、企画の誘客に繋がる著名人がいる場合のみ、これを提案すること。

(3)PR関係業務

①効果的なイベント周知の実施

甲府・甲斐市民に対する集客効果の高いPR方法を企画し実施すること。

②ポスターの作成

データ・印刷物を作成すること。

ア 概要 (B2版)縦・片面カラー

イ 用紙種類 コート紙・135kg

ウ 作成部数 (B2版)300部

エ 納品時期 (B2版)令和4年12月27(火)予定

(データ及び印刷物)

オ 作成データ 作成データは Adobe の Illustrator により、EPS・PDF(印刷用高解像度)形式にて納品すること。

(4)参加者の募集業務

企画(芸術ホール企画・研磨体験)への参加は事前申込制(先着順)とし、参加者の募集及び申込受付等の対応、取りまとめを行うこと。

①申込受付:令和5年1月上旬開始予定

(具体的な日程については、委託者と協議のうえ決定する)

- ②申込方法: はがき、FAX、メール、インターネットを最低限として受付ができるようフォーム等を整えること。
- ③受付名簿: 申込者の名簿を作成し、一覧できるようにするほか、当日の入場受付に使用できるようにすること。

(5)実績報告書の作成

「実績報告書」として、業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式の、電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-ROM等の電子記録媒体に保存)と印刷物2部を提出すること。

7 本協議会スタッフの役割

原則として、運営に伴う本協議会スタッフの配置は行わないものとする。

8 留意事項

- (1)受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)、山梨県個人情報保護条例、甲府市個人情報保護条例及び甲斐市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2)著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3)本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4)台風や災害等の不可抗力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任に抛らない事情により、イベントが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (5)受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、記載のない事項が発生した場合は、委託者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (6)提案にあたり、本業務は文化庁の補助事業を活用するため、受託者は別添の積算表に留意し提案すること。(資料2)